

青森県地域密着型サービス外部評価実施要領

1 趣旨

この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。）第72条第2項及び第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号。）第65条第2項及び第86条第2項の規定に基づき、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）が受けなければならない外部評価に関して必要な事項を定めるものとする。

2 評価項目

地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の項目は、別紙1のとおりとする。

3 外部評価の実施回数

(1)事業者は、その設置・運営する事業所ごとに、原則として、少なくとも年に1回は外部評価を受けるものとする。

(2)過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該事業所の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用にあたっては、実施したものとみなすものとする。

なお、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ当該事業所の指定及び監督を行っている市町村と協議し、同意を得るものとする。

ア 別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。

イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

ただし、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員がやむを得ない事情により欠席した場合には議事録等を市町村へ提出することにより出席とみなすことができる。

エ 別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

(3)(2)の規定による場合の手続きについては、次のとおりとする。

ア 事業者は、指定を受けた市町村に「外部評価隔年実施適用申請書」（様式1）を3月末日までに提出する。

イ 市町村は、申請内容を確認のうえ、意見を添え、4月15日までに県に申請書を送付する。

ウ 県は、隔年実施の適用の可否を決定し、「外部評価隔年実施に係る申請受理（不受理）通知書」（様式2）により事業所に通知するとともに、市町村及び評価機関に対して決定内容を通知する。

4 評価機関

外部評価を実施する評価機関は、県が県内の指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）に係る外部評価を適切に実施できると認めて選定した法人をいい、評価機関の要件及び選定手続等については、別紙2に定めるところによるものとする。

5 外部評価の内容

外部評価は、複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、評価機関としての評価結果の決定を行うものとする。

(1) 書面調査

ア 自己評価調査

別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」（外部評価に係る記入欄を除く。）について記載した文書の送付を受けて行うものとする。

なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合、自己評価に係る記入欄についてユニットごとに記載するものとする。

イ 現況調査

事業所の運営概要がわかる書類（運営規程、利用契約書・重要事項説明書、パンフレット等）、及び事業所のサービス提供概要が分かる書類（介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等）等の送付を受けることにより行う。

ウ アンケート調査

評価を適切に行うための情報収集を目的として、事業所の利用者の家族に対するアンケート調査を実施するものとする。

(2) 訪問調査

ア 訪問調査は、書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問し、外部評価項目についての調査を行うことにより実施するものとする。

イ 訪問調査は、原則として1日間とし、事業所の運営状況の概要等について評価調査員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行うものとする。

ウ 緊急を要する事項（明らかな基準違反等により、入居者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）が判明した場合、評価調査員は当該評価機関を通じて市町村の担当部局に通報するなど適切な対応を行うものとする。

(3) 評価結果の決定

ア 外部評価を行った評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断して、評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」を当該評価機関に提出するものとする。

イ 評価機関は、アの評価結果の提出を受けたときは、評価を受けた事業所に対し、同評価結果の写しを送付し、意見がある場合には、挙証資料を添付した上で、評価機関が定める日までに提出することができる旨を告知するものとする。

ウ 評価機関は、イの告知期間が経過した後に、アの評価結果の内容を踏まえて評価機関としての評価結果を決定するものとする。

なお、評価を受けた事業者から告知期間内にイの意見及び挙証資料の提出があった場合は、これを参酌し、アの評価結果の内容を検討し、評価機関としての評価結果を決定するものとする。

エ 評価機関は、アの評価結果又は事業者からのイの意見と挙証資料について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会を開催し、その審査結果を踏まえた上で、評価機関としての評価結果を決定するものとする。

6 評価審査委員会

(1) 評価審査委員会は、認知症介護に関する学識経験者、事業者、認知症高齢者の家族の代表者等で構成するものとする。

(2) 評価審査委員会は、上記5の(3)のエによる場合のほか、1年に1回を目途として定期的を開催し、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものとする。

7 外部評価の手続

(1) 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申込み、当該機関との間で業務委託契約（以下「契約」という。）を結び、当該機関に対して評価手数料を支払うものとする。

(2) 評価機関は、当該機関の実施要領を定め、当該実施要領及び契約に基づき外部評価を行うものとする。

なお、評価機関が外部評価を行う際の実施要領及び評価機関が事業者と契約を行う際の評価業務委託契約書については、別紙3-1及び別紙3-2の参考例により、それぞれ評価機関が定めるものとする。

8 評価結果等の公開

(1) 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」を利用して、外部評価の結果を広く公開するものとする。

(2) 事業者は、外部評価の結果を次のとおり取り扱うものとする。

ア 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。

イ 事業所内の見やすい場所に掲示するほか、入居者の家族に送付等を行うこと。

ウ 指定を受けた市町村に評価結果等を提出する。また、この場合の市町村とは事業所の存する市町村に限らず、指定を受けた他の市町村にも送付することとし、市町村は利用者等が閲覧できるよう備え置くこと。

(3) 事業者は、外部評価の結果に関する事後の改善状況を取りまとめるとともに、その結果については、上記(1)、(2)と同様に扱うものとする。

附 則

この要領は、平成19年3月2日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 平成22年3月31日までに訪問調査を実施している場合には3の(2)のア及びエ並びに(3)のア及びイを次のとおり読み替える。

(1)ア 外部評価結果を市町村に提出していること。

(2)エ 外部評価結果の外部評価項目の3、5、6、11の実践状況（外部評価）が適切であること。

(3)ア 事業者は、指定を受けた市町村に「外部評価隔年実施適用申請書」（様式1）を平成22年5月19日までに提出する。

イ 市町村は、申請内容を確認のうえ、意見を添え、平成22年5月31日までに県に申請書を送付する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。